

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鳩山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.8 %
全職員	62.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	99.9 %
本庁係長相当職	98.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.1 %
31～35年	83.1 %
26～30年	85.2 %
21～25年	87.1 %
16～20年	103.0 %
11～15年	85.3 %
6～10年	97.9 %
1～5年	104.7 %

【説明欄】

- ・常勤職員は、男性職員の方が扶養手当や住居手当を受給している割合が高いことなどが、給与の差異でも男性が高い要因となっている。
- ・常勤職員以外の職員は、給与の高い保健師や教育関係等のパートタイム会計年度任用職員は女性職員が多いため、常勤職員に比べパーセンテージが高くなっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は該当者なし。本庁係長相当職相当においては、平均勤続年数が男性職員の方が女性職員より高いため、給与の差異でも男性が高くなっている。
- ・勤続年数別では、部分休業取得者が女性職員のみとなっており、各年数で存在するため、給与の差異でも女性が低い要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。